「税務調査を省略する制度」について

税理士　蛭田昭史

第12回

関与先450社なのに、税務調査省略率100％！のポイント

税務調査ゼロ

「税務調査の省略率100％」と記載したのは、手前みそになりますが、当事務所が意見聴取（下図参照）を受けた結果、実際の税務調査が省略（つまり実地調査が省略）となった割合が100％ということです。

繰り返しになりますが書面添付制度の説明です。税務申告の際に税理士事務所が税務会計監査を行った内容を記載した書面が添付されている場合は、税務調査官は税務調査としていきなり会社には来ません。その前に税理士が税務署に赴き、税務署からの質問に回答します（これを意見聴取といいます）。この税理士の意見聴取のやり取りによって税務署を納得させられれば、税務調査（税務調査官が会社に来ての実地調査）は省略となります。

ただし、この書面の内容が薄いと書面添付には該当せず、意見聴取を経ない通常の税務調査となってしまいます。つまり書面を記載する段階で、税理士の力量が試される最初のハードルとなります。次に税理士の力量が試される場面は、この意見聴取でのやり取りに於いてです。今回は、この「意見聴取」で質問される内容について解説していきます。

実は、この内容は税務調査で調査官が確認したい内容と同じです。従って、税務調査のポイントとしてもお読みいただきたいと思います。

税務調査の流れのなかでの書面添付制度の位置づけ

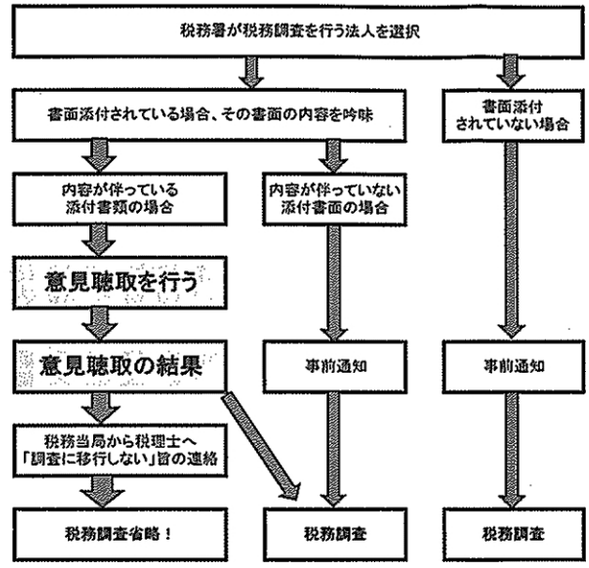

ちなみに、全体の税務調査省略割合は、東京税理士会の「平成27事務年度 書面添付制度に係る意見聴取等の実施状況」の発表によると、法人税では税務調査省略率が75・7％となっております（ちなみに所得税の税務調査省略割合は62・6％です）。

歴史をたどると、平成13年度の税理士法改定により、税務調査省略につながる「書面添付制度」が新たに制度拡充され現在の制度としてスタートしました。当事務所が書面添付制度を活用し始めたのは平成19年です。国税庁の記録によると、書面添付制度の活用割合は当時でも約4％ほどでした。現在、当事務所で一定のご契約をいただき、関与させていただいている顧問先様全社（者）ではありませんが、法人の顧問先様と個人事業者様は本紙連載中の「書面添付制度」にて申告を行っております。

冒頭に記載の通り当事務所では、この「意見聴取」による税務署からの質問に対する回答にご納得いただいている為、税務調査に至ったのは、現時点でゼロです。そのポイントを解説します。

意見聴取も税務調査も質問は同じ

基本的に、意見聴取でも税務調査でも、税務調査官が聞きたい内容は当たり前ですが同じなのです。税務調査省略の書面添付を行っていない場合でも、税務調査（および経営のポイント）対策として有用かと思いますので、以下に列挙していきます。（③以下は次月以降、細かく解説します）

①経理体制について

経理をどのように行っているのかという質問です。自社で帳簿を作成している場合は、その体制を説明します。経理を行ううえでその原資となるデータは何を基に計上しているか。請求書はどのようなソフトを活用しているかなど、まずは、経理の全体像の質問がなされます。

税理士事務所や経理代行会社に依頼している場合は、どのような資料を渡しているかを説明します。この資料がとても重要なポイントになります。私の感想ですが、経理を税理士に依頼している場合の方が、信頼度がアップする傾向にあると思います。

②税理士の関与度合い

自社で経理を行っている場合は、税理士事務所がどのようなタイミング（毎月や2カ月毎など）で巡回し、経理と経理の監査を行っているかです。もちろん、頻度が高いほど監査のうえで信ぴょう性が高くなります。

③現金（現金を取り扱う業種）の管理方法

④売上の計上基準

⑤給与の形態と計算方法

⑥事業年度をまたぐ業務について

⑦個人事業者への支払根拠の源泉所得税の取り扱い

【事務所紹介】
蛭田昭史税理士事務所、顧問先数450社で税務調査省略率100％！ 従業員数25名、品川区西五反田7の22の17 TOCビル11F（税務だけでなく、コロナ禍においてコロナ緊急融資、持続化補助金等の対応も行っております）、03・3490・3277、ぜひホームページをご覧ください！https://www.hiruta-kaikei.com/